

気象等警報発表時の規定

群馬県立前橋工業高等学校

1 自宅待機

午前 6 時の時点で、警戒レベル 4 以上の警報、または暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報・特別警報が前橋地域または居住地域、通学経路上のいずれかに発表されている場合は、自宅待機とする。

2 臨時休校

午前 10 時の時点で、1 の警報が警戒レベル 3 以下、または解除にならない場合は、臨時休校とする。

3 5 校時から授業

午前 10 時の時点で、1 の警報が警戒レベル 3 以下、または解除になった場合は、5 校時から授業を行う。

4 登校後

登校後に前橋地域に警戒レベル 4 以上の警報、または暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報・特別警報が発表されたときは、下校時間を変更するなど適切な措置を講じる。

※ 登校に際しては、気象情報や地域の状況等を確認し、家族と相談して、安全を確認した上で登校する。

○ 待機等の判断基準

警 戒 レ ベ ル (河川氾濫・大雨・土砂災害)	レベル 5 (特別警報)
	レベル 4 (危険警報)
気 象 情 報 (大雪・暴風・暴風雪)	特 別 警 報
	警 報

気象等警報発表時の規定（一覧）

群馬県立前橋工業高等学校

区 分	判断時刻・条件	対 応
自 宅 待 機	午前 6 時の時点で、警戒レベル 4 以上の警報、または暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報・特別警報が、前橋地域・居住地域・通学経路上のいずれかに発表されている場合	自宅待機とする
臨 時 休 校	午前 10 時の時点で、警戒レベル 3 以下、または解除にならない場合	臨時休校とする
5 校時から授業	午前 10 時の時点で、警戒レベル 3 以下、または解除になった場合	5 校時から授業を行う
登 校 後	登校後に前橋地域に警戒レベル 4 以上の警報、または暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報・特別警報が発表された場合	下校時間を変更するなど適切な措置を講じる

※ 登校に際しては、気象情報や地域の状況等を確認し、家族と相談して、安全を確認した上で登校する。

○ 待機等の判断基準

警 戒 レ ベ ル (河川氾濫・大雨・土砂災害)	レベル 5（特別警報）
	レベル 4（危険警報）
気 象 情 報 (大雪・暴風・暴風雪)	特 別 警 報
	警 報